



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和3年労使関係総合調査 労働組合活動等に関する実態調査票

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

| 所在地 労働組合の名称 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 12.5%;">都道府県番号</th> <th style="width: 12.5%;">一連番号</th> <th style="width: 12.5%;">産業分類番号</th> <th style="width: 12.5%;">種類</th> </tr> <tr> <td style="width: 12.5%; height: 20px;"> </td> <td style="width: 12.5%;"> </td> <td style="width: 12.5%;"> </td> <td style="width: 12.5%;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 12.5%;">1</td> <td style="width: 12.5%;">2</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> | 都道府県番号 | 一連番号 | 産業分類番号 | 種類 | | | | | 1 | 2 | | | (ふりがな) 記入担当者 氏名 <hr/> 電話 () <hr/> 内線 <hr/> |
|--|--------|--------|--------|----|--|--|--|--|---|---|--|--|---|
| 都道府県番号 | 一連番号 | 産業分類番号 | 種類 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 2 | | | | | | | | | | | | |

※ 貴労働組合の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですが赤色ボールペン等でご訂正ください。

政府統計コード 9NA6
 調査対象者ID
 初期パスワード

左記のコード及びIDを使用してオンラインでの回答も可能です。
 詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

【記入上の注意】

- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の**記入要領**を参照してください。1頁の記入要領は、1頁裏面にあります。なお、解説を載せた設問や用語については、表面と、裏面の記入要領双方に 1)、2)などの番号を振り、対応させています。
- 特に断りのない限り、**令和3年6月30日現在の状況**について記入してください。
- 設問中の「過去1年間」は令和2年7月1日から令和3年6月30日までをいい、「過去3年間」は平成30年7月1日から令和3年6月30日までをいいます。
- 特に断りのない限り、貴労働組合が**支部、分会等に当たる場合は、支部、分会等の状況を、本部組合の場合は、本部組合の状況**を回答してください。
- この調査票は、**貴労働組合の種類によって回答箇所が異なります。**
- 回答方法
 - 黒又は青インクのペン、ボールペンで記入してください。 ※消せるボールペンは使用しないでください。
 - 特に断りのない限り、該当する番号を1つ選んで○を付けてください。
 - 回答欄が

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
|---|---|---|

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 回答欄の選択肢に**適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。**
- 提出期限は **令和3年7月20日** です。
 記入が終わりました調査票は、令和3年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所の職員が回収に伺います。郵送で提出する場合には令和3年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所へ返送してください。 ※調査票の記入及び提出はインターネットでも可能です。

＜労働組合の属性等に関する事項＞

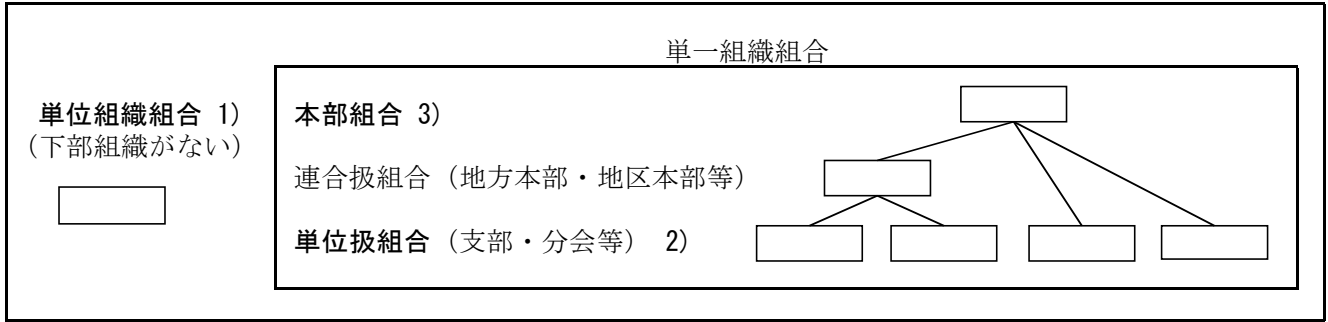
問1 貴労働組合の種類をお答えください。(裏面の図を参照のこと。)

| | | |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------|
| 単位組織組合 1) (下部組織がない組合) | 単一組織組合(下部組織がある組合) | |
| | 支部、分会等の単位扱組合 2) (最下部組織に該当する組合) | 本部組合 3) (最上部組織に該当する組合) |
| 1 | 2 | 3 |

問2 貴労働組合の組織率 4)は次のうちどれですか。

| | | | | | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 10%以下 | 10%を超え 30%以下 | 30%を超え 50%以下 | 50%を超え 70%以下 | 70%を超え 90%以下 | 90%を超える |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

1 頁記入要領



- 問 1
- 1) 「単位組織組合」 (上図参照)
規約上労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織 (支部、分会等) を持たない労働組合をいいます。
 - 2) 「単位扱組合」 (上図参照)
規約上労働者が個人加入する形式をとり、内部に独自の活動を行うことができる下部組織 (支部、分会等) を持つ労働組合 (以下「単一組織組合」という。) のうち最下部組織をいいます。
 - 3) 「本部組合」 (上図参照)
「単一組織組合」のうち最上部組織をいいます。

- 問 2
- 4) 「組織率」
労働組合に所属する組合員数 (当該労働組合が支部、分会等に当たる場合には、その支部、分会等の組合員数。本部組合の場合は下部組織を含む全組合員数) を、労働組合員が所属する事業所の全労働者数 (単位組織組合及び本部組合の場合は、企業全体の全労働者数。以下同じ。) で除した割合をいいます。
なお、事業所の全労働者数には、管理職、パートタイム労働者、臨時労働者等を含みます。ただし、派遣元事業所から派遣された派遣労働者は組合員数からも事業所の全労働者数からも除いてください。

2 頁記入要領

- 問 3
- (1)
5) 「ユニオン・ショップ協定」
労働者は原則として労働組合に加入しなければならないとする協定をいいます。
 - (2)
6) 「別組合」
貴労働組合員が所属する事業所と同一の事業所の労働者を構成員としているもので、貴労働組合とは別に組織されている労働組合をいいます。
- 問 4
- 7) 「専従者」
貴労働組合の組合員で労働組合の運営・活動に専念する者。労働組合内における役職・肩書の有無にかかわらず、常態として当該労働組合の業務のみに従事する者をいいます (通常業務と兼務しているものは除く)。
なお、本部組合の場合は本部組合のみの専従者 (下部組織の専従者を除く) について回答し、支部、分会等の単位扱組合の場合は単位扱組合のみの専従者 (上部組織の専従者を除く) について回答してください。
- 問 5
- (2)
8) 「チェック・オフ」
使用者が組合員の賃金から定期組合費、臨時組合費、その他労働組合の徴収金を控除し、労働組合へ直接渡すことをいいます。
- 問 7
- (2)
9) 「正社員」
労働組合員が所属する事業所で正社員・正職員とする者をいいます。勤務延長者 (定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者) 及び他社からの出向社員を含みます。
 - 10) 「正社員以外の労働者」
上記9) 「正社員」以外の労働者をいいます。なお、派遣元事業所から派遣された派遣労働者を含みます。

<労働組合の属性等に関する事項> (前ページからの続き)

問3 (1) ユニオン・ショップ協定 5) を締結していますか。

(2) 貴労働組合員が所属する事業所には別組合 6) がありますか。

| | |
|--------|---------|
| 締結している | 締結していない |
| 1 | 2 |

| | |
|----|----|
| ある | ない |
| 1 | 2 |

問4 貴労働組合に専従者 7) はいいますか。

※貴労働組合が本部組合の場合は本部組合のみの状況(下部組織を含めません。)、支部、分会等の単位別組合の場合は単位別組合のみの状況(上部組織を含めません。)について回答してください。

| | |
|-----|---|
| いる | 1 |
| いない | 2 |

問5 (1) 組合員1人当たりの平均月間組合費はいくらですか。(百円未満を四捨五入)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 万 | 千 | 百 | 十 | 一 | 円 |
| 約 | | | 0 | 0 | |

(2) 貴労働組合の組合費等徴収金についてチェック・オフ 8) は行われていますか。

| | | |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 定期組合費以外についても行われている | 定期組合費のみに于行われている | 全く行われていない |
| 1 | 2 | 3 |

<労使関係についての認識に関する事項>

問6 貴労働組合では、使用者側との労使関係の維持について、どのように認識していますか。

| | | | | |
|-------------|-----------------|-----------|----------|--------|
| 安定的に維持されている | おおむね安定的に維持されている | どちらともいえない | やや不安定である | 不安定である |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

<労働組合員数の変化に関する事項>

問7 (1) 貴労働組合では、3年前(平成30年6月)に比べ、組合員数はどのようにになりましたか。なお、組合結成後3年未満の労働組合は、結成当時と比べた状況を記入してください。

| | | |
|------|-------|------|
| 増加した | 変わらない | 減少した |
| 1 | 2 | 3 |

(2) 増加した理由は何ですか。

当てはまるものすべてに○を付けてください。

| | |
|----------------------|---|
| 新卒・中途採用の正社員 9) の組合加入 | 1 |
| 在籍する正社員の組合加入 | 2 |
| 正社員以外の労働者 10) の組合加入 | 3 |
| 企業の統合等による労働者数の増加 | 4 |
| その他 | 5 |

(3) 減少した理由は何ですか。

当てはまるものすべてに○を付けてください。

| | | |
|---------------------|-------------------|---|
| 正社員の採用の手控え | 1 | |
| 新卒・中途採用の正社員の組合非加入 | 2 | |
| 在籍する組合員の組合脱退 | 3 | |
| 組合員 の 退職 の | 定年退職 | 4 |
| | 自己都合退職 | 5 |
| | 会社都合退職(早期優遇退職を含む) | 6 |
| 企業の分割等による労働者数の減少 | 7 | |
| その他 | 8 | |

問8

(2)

11) 「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいいます。ただし、嘱託労働者及び派遣労働者を除きます。

- ① 事業所において、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
- ③ 事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている者

12) 「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用した労働者をいいます。

ただし、パートタイム労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員、嘱託労働者及び派遣労働者を除きます。

13) 「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用した労働者をいいます。

14) 「派遣労働者」

労働者派遣法(注)に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいいます。

なお、事業所の事業内容が労働者派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者の状況について回答してください。

(注)正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」。

(3)

15) 「当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催」

当該就業形態の労働者に関する制度、雇用問題等を周知することを目的として、組合員やこれらの労働者を対象に開催する集会、勉強会等をいいます。

<労働組合の組織拡大に関する事項>

問8 (1) 貴労働組合では、組合活動の取組の中で、
組織拡大を重点課題として取り組んでいますか。

| | |
|-----------------|---|
| 重点課題として取り組んでいる | 1 |
| 重点課題として取り組んでいない | 2 |

14

次頁 (5)へ

(2) 下表の労働者を組織拡大の取組対象としていますか。
当てはまるものすべてに○を付けてください。また、複数の○が付く場合には、「特に重視」欄に最も重視している番号に1つだけ○を付けてください。

| | 取組対象 | 特に重視 |
|---------------|------|------|
| 在籍する組合未加入の正社員 | 1 | 1 |
| 新卒・中途採用の正社員 | 2 | 2 |
| パートタイム労働者 11) | 3 | 3 |
| 有期契約労働者 12) | 4 | 4 |
| 嘱託労働者 13) | 5 | 5 |
| 派遣労働者 14) | 6 | 6 |

15

16

(3) 組織化を進めていく上で、取組対象としている労働者に関してどのようなことに取り組んでいますか。
※(2)で取組対象として○を付けた労働者について、下表で当てはまるものすべてに○を付けてください。

| | 在籍する 組合未加入の正社員 | 新卒・中途採用の 正社員 | パートタイム労働者 | 有期契約労働者 | 嘱託労働者 | 派遣労働者 |
|------------------------------|-------------------|-----------------|-----------|---------|-------|-------|
| 相談窓口の設置、アンケート等での実態把握 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催 15) | | | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 組合員の加入資格の付与 | | | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 組合加入の勧誘活動 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 労働条件及び処遇の改善要求 | | | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ユニオン・ショップ協定を新たに締結する又は範囲を拡大する | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 当該就業形態の労働者の雇用(活用)についての労使協議 | | | 7 | 7 | 7 | 7 |
| その他 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

17

18

19

20

21

22

(4) 取組対象としている労働者について、組織化を進めていく上で、現在の問題点は何ですか。
※(2)で取組対象として○を付けた労働者について、下表で当てはまるものすべてに○を付けてください。

| | 在籍する 組合未加入の正社員 | 新卒・中途採用の 正社員 | パートタイム労働者 | 有期契約労働者 | 嘱託労働者 | 派遣労働者 |
|-------------------------------|-------------------|-----------------|-----------|---------|-------|-------|
| 組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 使用者の理解や関心が低い | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 組織化対象者側に時間的余裕が少なく、組織活動が実施しにくい | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 組織化対象者の組合への関心が薄い | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 要求内容が正社員の利害と対立する又は対立する可能性がある | | | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 組合費の設定・徴収が困難 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| その他 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 特に問題はない | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

23

24

25

26

27

28

4 頁記入要領

問 9

(1)

- 16) 「正社員以外の労働者」
1 頁裏面の10)を参照してください。
- 17) 「パートタイム労働者」
2 頁裏面の11)を参照してください。
- 18) 「有期契約労働者」
2 頁裏面の12)を参照してください。
- 19) 「嘱託労働者」
2 頁裏面の13)を参照してください。
- 20) 「派遣労働者」
2 頁裏面の14)を参照してください。

SAMPLE

＜労働組合の組織拡大に関する事項＞（前ページからの続き）

※ (5)は、3頁問8 (1)で「重点課題として取り組んでいない」に○を付けた場合に回答してください。

(5) 組織拡大を重点課題として取り組まない理由は何ですか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

| | | | | |
|-------------------|------------------|----------------------|-------------------|-----|
| ほぼ十分な組織化が行われているため | 組織が拡大する見込みが少ないため | 組織化を進める人的、財政的余裕がないため | 他に取り組むべき重要課題があるため | その他 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

＜正社員以外の労働者に関する事項＞

問9 貴労働組合員が所属する事業所（貴労働組合が本部組合の場合は企業全体）及び貴労働組合についてお答えください。

(1) 貴労働組合員が所属する事業所（貴労働組合が本部組合の場合は企業全体）についてお答えください。

① 正社員以外の労働者 16) がありますか。

| | |
|--------------|---------------|
| 正社員以外の労働者がいる | 正社員以外の労働者がいない |
| 1 | 2 |

正社員以外の労働者の割合はおおむねどの程度ですか。

| | | | |
|-------|------------|------------|-------|
| 10%未満 | 10%以上30%未満 | 30%以上50%未満 | 50%以上 |
| 1 | 2 | 3 | 4 |

② 下表に該当する労働者がいますか。

| 区分 | いる | いない |
|---------------|----|-----|
| パートタイム労働者 17) | 1 | 2 |
| 有期契約労働者 18) | 1 | 2 |
| 嘱託労働者 19) | 1 | 2 |
| 派遣労働者 20) | 1 | 2 |

(2) 貴労働組合についてお答えください。

① 貴労働組合では、パートタイム労働者に組合加入資格がありますか。

| | |
|----|---|
| ある | 1 |
| ない | 2 |

パートタイム労働者の組合員がいますか。

| | |
|-----|---|
| いる | 1 |
| いない | 2 |

② 貴労働組合では、有期契約労働者に組合加入資格がありますか。

| | |
|----|---|
| ある | 1 |
| ない | 2 |

有期契約労働者の組合員がいますか。

| | |
|-----|---|
| いる | 1 |
| いない | 2 |

③ 貴労働組合では、嘱託労働者に組合加入資格がありますか。

| | |
|----|---|
| ある | 1 |
| ない | 2 |

嘱託労働者の組合員がいますか。

| | |
|-----|---|
| いる | 1 |
| いない | 2 |

④ 貴労働組合では、派遣労働者に組合加入資格がありますか。

| | |
|----|---|
| ある | 1 |
| ない | 2 |

派遣労働者の組合員がいますか。

| | |
|-----|---|
| いる | 1 |
| いない | 2 |

5 頁記入要領

問10

(1)

21) 「正社員以外の労働者」

1 頁裏面の10)を参照してください。

22) 「派遣労働者」

2 頁裏面の14)を参照してください。

23) 「労働協約」

この調査では、労使間で結ばれる労働条件その他に関する取り決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいいます。どのような名称であってもかまいません。

ただし、労働基準法に基づく次のような労使協定だけの場合は、労働協約を「締結している」には含みません。労働基準法第18条第2項（労働者の委託に基づく貯蓄金管理協定）、同法第24条第1項（賃金控除に関する協定、ただし、チェック・オフは除く）、同法第36条（時間外及び休日労働に関する協定）等。

24) 「労使協議機関」

経営・生産・労働条件・福利厚生等の事項を労使で協議するための常設的な機関をいい、労使協議会、経営協議会等の名称で通常呼ばれているものをいいます。

25) 「パートタイム労働者」

2 頁裏面の11)を参照してください。ただし、ここでは嘱託労働者（2 頁裏面の13)参照）を含みます。

26) 「有期契約労働者」

2 頁裏面の12)を参照してください。

27) 「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」

有期雇用の派遣労働者（雇用期間が通算1年以上）の希望に応じ、期間の定めのない雇用（無期雇用）に転換する機会の提供や、紹介予定派遣（派遣先に正社員として直接雇用されることを前提に一定期間派遣スタッフとして就業する形態）の対象とすることで、派遣先での直接雇用を推進する措置をとる場合を含みます。

28) 「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」

正社員との均衡を考慮した待遇に関することを含みます。

29) 「正社員以外の労働者の賃金に関する事項」

賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいいます。

30) 「正社員以外の労働者の教育訓練に関する事項」

教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含みます。

31) 「正社員以外の労働者の福利厚生に関する事項」

福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含みます。

32) 「正社員以外の労働者（雇用期間の定めのある者に限る）の契約の締結・更新・雇止めに関する事項」

契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいいます。

33) 「同一労働同一賃金に関する事項」

正社員と正社員以外の労働者との間の不合理な待遇差の解消に関すること（注）をいいます。賃金だけでなく、教育訓練、福利厚生など全ての待遇を含みます。

（注）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」への対応を含みます。

<正社員以外の労働者に関する事項> (前ページのつづき)

※ (3)は、4頁問9 (1)で「正社員以外の労働者がいる」に○を付けた場合に回答してください。

(3) 正社員以外の労働者 21) (派遣労働者 22)を含む)には労働協約 23)が適用されますか。正社員以外の労働者のうち、一部の労働者に適用される場合も「1」に○を付けてください。

| | |
|----------------------------------|---|
| 労働協約があり、その全部又は一部が正社員以外の労働者に適用される | 1 |
| 労働協約はあるが、正社員以外の労働者には全く適用されない | 2 |
| 労働協約はない | 3 |

44

※ 問10は、貴労働組合員が所属する事業所(貴労働組合が本部組合の場合は企業全体)に正社員以外の労働者がいるか否かにかかわらず回答してください。

問10 ①から④について当てはまる事項すべてに○を付けてください。

| 事 項 | ① | ② | ③ | ④ |
|---|----------------------|----------------|----------------------------|------------|
| | 過去1年間に使用者側と話し合いが持たれた | ①のうち、団体交渉が行われた | ①のうち、労使協議機関 24)での話し合いが行われた | 労働協約に規定がある |
| パートタイム労働者 25) の雇入れに関する事項 (雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む) | 01 | 01 | 01 | 01 |
| 有期契約労働者 26) の雇入れに関する事項 (雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む) | 02 | 02 | 02 | 02 |
| 正社員以外の労働者(派遣労働者を含む)の正社員への登用制度 27) | 03 | 03 | 03 | 03 |
| 正社員募集の際の正社員以外の労働者(派遣労働者を含む)への通知 | 04 | 04 | 04 | 04 |
| 正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の労働条件 28) | 05 | 05 | 05 | 05 |
| うち 正社員以外の労働者の賃金に関する事項 29) | 06 | 06 | 06 | 06 |
| うち 正社員以外の労働者の教育訓練に関する事項 30) | 07 | 07 | 07 | 07 |
| うち 正社員以外の労働者の福利厚生に関する事項 31) | 08 | 08 | 08 | 08 |
| うち 正社員以外の労働者(雇用期間の定めのある者に限る)の契約の締結・更新・雇止めに関する事項 32) | 09 | 09 | 09 | 09 |
| 派遣労働者に関する事項(受け入れ時における事前協議を含む) | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 同一労働同一賃金に関する事項 33)(教育訓練、福利厚生等を含む) | 11 | 11 | 11 | 11 |

45

46

47

48

6 頁記入要領

問11

- 34) 「正社員以外の労働者」
1 頁裏面の10)を参照してください。
- 35) 「企業の適正行動に関する監視、経営者へのチェック」
企業内部における法令遵守（不正防止・倫理徹底など）等、また、経営者へのチェック・監査等をいいます。
- 36) 「組合員教育学習活動・文化活動」
組合教育、社会経済等に関する一般教育、一般教養教育、レクリエーション活動等をいいます。
- 37) 「社会活動、地域活動」
環境問題への取組やボランティア活動等の社会や地域に貢献する活動をいいます。

問12

(2)

- 38) 「メンタルヘルス専門の相談窓口の設置」
労働者の心の健康の保持増進のための相談を専門に取り扱う窓口を設置していることをいいます。
- 39) 「メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催」
貴労働組合以外で開催される研修会、セミナー等へ組合員が参加する場合があります。
- 40) 「安全衛生委員会（衛生委員会も含む）」
労働安全衛生法に基づき、安全衛生に関する事項を調査審議する委員会をいいます。
- 41) 「団体交渉」
貴労働組合と使用者又は使用者団体との間で行われているものをいい、上部組織が単独で使用者と交渉を行ったものは含みません。

<労働組合活動に関する事項>

問11 貴労働組合の組合活動について、①及び②の設問に該当するものを下表からそれぞれ**主なもの5つまで**を選んで○を付けてください。

| 事 項 | | ① これまで重点をおいてきた事項 (主なもの5つまで) | ② 今後重点をおく事項 (主なもの5つまで) |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------------------------------|
| 労働条件 | 賃金・賞与・一時金 | 01 | 01 |
| | 退職給付(一時金・年金) | 02 | 02 |
| | 労働時間(労働時間の適正把握を含む)・休日・休暇 | 03 | 03 |
| | 組合員の雇用の維持 | 04 | 04 |
| | 配置転換・職種転換・出向 | 05 | 05 |
| | 昇進・昇格 | 06 | 06 |
| | 定年制、継続雇用制度(勤務延長・再雇用) | 07 | 07 |
| | 教育訓練 | 08 | 08 |
| | 職場の安全衛生(メンタルヘルスを含む) | 09 | 09 |
| | セクハラ、パワハラなどハラスメント等対策 | 10 | 10 |
| | 男女の均等取扱い | 11 | 11 |
| | 育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度 | 12 | 12 |
| | 企業内福利厚生 | 13 | 13 |
| | 正社員以外の労働者 34) の労働条件 | 14 | 14 |
| 参加営 | 企業の適正行動に関する監視、経営者へのチェック 35) | 15 | 15 |
| | 経営方針、事業計画、企業再編、その他の経営参加 | 16 | 16 |
| サー 組合 ビス 員 | 組合が提供する福利厚生(共済など) | 17 | 17 |
| | 組合員教育学習活動・文化活動 36) | 18 | 18 |
| 政 活 社 会 経 済 | 国・地方公共団体等への政策制度要求 | 19 | 19 |
| | 社会活動、地域活動 37) | 20 | 20 |
| その他 | | 21 | 21 |

49

50

<メンタルヘルスに関する事項>

問12 (1) 貴労働組合のメンタルヘルスに関する取組についてお答えください。

①組合活動としてメンタルヘルスに関する取組をこれまで行ってきましたか。

| | | | |
|---------|----------|---|----|
| これまでの取組 | 行ってきた | 1 | 51 |
| | 行ってこなかった | 2 | |

②メンタルヘルスに関する取組を今後行いますか。

| | | | |
|-------|-----------|---|----|
| 今後の取組 | 行う | 1 | 52 |
| | 行う予定はない | 2 | |
| | 今後については未定 | 3 | |

(2) それはメンタルヘルスに関するどのような取組ですか。

これまでの取組、今後の取組について、**当てはまる事項すべてに○を付けてください。**

| | | これまでの取組 | 今後の取組 |
|------------------|---------------------------------|---------|-------|
| 取 組 事 項 | 組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握 | 1 | 1 |
| | メンタルヘルス専門の相談窓口の設置 38) | 2 | 2 |
| | 組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動 | 3 | 3 |
| | メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催 39) | 4 | 4 |
| | メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援 | 5 | 5 |
| | 安全衛生委員会(衛生委員会も含む) 40) の調査審議への参加 | 6 | 6 |
| | 労使協議機関、職場懇談会等での協議 | 7 | 7 |
| | 団体交渉 41) | 8 | 8 |
| | その他 | 9 | 9 |

53

54

7 頁記入要領

問13

42) 「労働者の個別の労働問題」

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントや、いじめ、嫌がらせ等を含みます。

43) 「貴労働組合に個別紛争に対する窓口等を設置」

貴労働組合が本部組合に当たる場合、貴労働組合には窓口等を設置していないが、各支部、分会等に設置している場合も該当します。

44) 「労使協議制度を通じて関与」

正式な労使協議機関がない場合でも、その取組に当たって労使双方で協議するものであれば含みます。

45) 「団体交渉」

5 頁裏面の41)を参照してください。

46) 「苦情処理制度」

苦情処理委員会など、労働者個人の苦情を解決するための労使代表で構成される機関により問題を解決する制度をいいます。

47) 「外部機関」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署、ハローワーク等を含む）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会等を含む）及び裁判所（労働審判制度の利用を含む）を含みます。

問14

48) 「同意事項」

労使双方が同意しなければ決定できない事項をいいます。

49) 「協議事項」

労使の意見の一致をみるように意見交換を行うが、最終決定は使用者が行う事項をいいます。

50) 「意見聴取事項」

労働者側に説明を行ったうえで意見聴取を行う事項をいいます。

51) 「説明報告事項」

労働者側に説明報告をするだけで意見聴取は行わない事項をいいます。

52) 「退職一時金の年金化」

退職一時金の全部又は一部を年金給付（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金等）に移行したものをいいます。

53) 「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」

企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済等の導入、移行をいいます。

<個別労働問題への取組に関する事項>

問13 労働者の個別の労働問題 42) に対して、貴労働組合はどう取り組んでいますか。当てはまるものすべてに○を付けてください。
(貴労働組合が本部組合の場合は「全体の状況・方針」について回答してください。)

※貴労働組合において、今まで労働者の個別の労働問題がなく、方針も決まっていない場合は「9」に、個別の労働問題はないが方針が定まっている場合は「1」から「8」の当てはまるものすべてに○を付けてください。

| 取り組んでいる | | | | | | | | 取り組んでいない |
|---------------|--------------------------|----------------------------|------------------|----------------|------------------|-------------------|-----|----------|
| 各職場毎に職場委員等を設置 | 貴労働組合に個別紛争に対する窓口等を設置 43) | 上部組織(本部組合等)に個別紛争に対する窓口等を設置 | 労使協議制度を通じて関与 44) | 団体交渉 45)を通じて関与 | 苦情処理制度 46)を通じて関与 | 外部機関 47)や外部専門家を紹介 | その他 | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |

55

問14は、①単位組織組合 と ③本部組合 が回答してください。

<賃金・退職給付制度の改定に関する事項>

問14 貴労働組合員が所属する事業所では、過去1年間に賃金・退職給付制度の改定が実施されましたか。

また、改定が実施された場合に、改定に当たって、貴労働組合が関与した内容について、内容別に関与の仕方について当てはまる事項すべてに○を付けてください。

| 事項 | 実施された | | | | | | 貴労働組合の関与なし | 実施されなかった |
|----|-------------|-------------|---------------|---------------|----------|-----|------------|----------|
| | 貴労働組合の関与あり | | | | | | | |
| | 労使協議機関で協議した | | | | 団体交渉を行った | その他 | | |
| | 同意事項 48)として | 協議事項 49)として | 意見聴取事項 50)として | 説明報告事項 51)として | | | | |

正社員について

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃金制度の改定 | | | | | | | | |
| 退職給付算定方法の見直し | | | | | | | | |
| 退職一時金の年金化 52) | | | | | | | | |
| 確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行 53) | | | | | | | | |
| 退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度の導入 | | | | | | | | |
| その他の退職給付制度の改定 | | | | | | | | |

正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)について

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃金制度の改定 | | | | | | | | |
| 退職給付制度の導入 | | | | | | | | |

以上で質問は全て終わりです。調査にご協力いただきありがとうございました。